様式第２号

滋賀県学習情報提供システムホームページ広告掲載条件等承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課長

　　　　　　　　　　　　　　　申込者 所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

（団体にあっては、名称および代表者の氏名を記入してください。）

　滋賀県学習情報提供システムホームページ（トップページ）へのホームページ広告の掲載にあたり、下記の事項について承諾します。

記

１　掲載枠・掲載期間・掲載料

　　　滋賀県ホームページ広告掲載通知書に記載のもの

２　掲載条件

　（１）広告原稿の作成および提出

　　　広告原稿は、「滋賀県学習情報提供システムホームページ広告掲載要綱」および

「滋賀県学習情報提供システムホームページ広告掲載基準」に基づいて作成し、滋賀

県教育委員会事務局（以下「県教育委員会」という。）が指定する日までに、県教育

委員会が指定する場所に提出する。

　　また、提出した原稿が次の項目に該当し、掲載する広告として適当でないと県が認　　める場合は、内容を修正する。

　　ア　法令に違反し、または違反する恐れのある広告

　　イ　公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告

　　　ウ　人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告

　　　エ　選挙に関する広告

　　　オ　政治性のある広告

　　　カ　宗教性のある広告

　　　キ　社会問題についての意見広告

　　　ク　個人の氏名の名刺広告

　　　ケ　誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告

　　　コ　主として人事募集を目的とする広告

　　　サ　責任の所在が不明確な広告

　　　シ　その他本ホームページに掲載する広告として適当でないと県教育委員会が認め　　　　る広告

　（２）広告掲載料の納入

　　　広告掲載料は、原則として滋賀県が発行する納入通知書により一括して指定日まで　　　に前納する。

　（３）広告掲載の方法

　　　提出された広告原稿は、原則として広告掲載開始日の前日の午後１時から午後５時　　３０分までの間に掲載する。また、掲載した広告は、原則として広告掲載終了日の午　　後１時から午後５時３０分までの間に削除する。

　（４）広告掲載料の返還

　　　ア　県教育委員会は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において　　　当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算に

より算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間

が１ヶ月中で１日未満の場合は、返還しないものとする。

　　　イ　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、県教育委員会がホー　　　　ムページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が２日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料

を返還する。

　　　　（ア）機器等の保守または工事を行う場合

　　　　（イ）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

　　　ウ　第１項および前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

　（５）広告主の責務

　　　ア　広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の　　責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不

利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

　　　イ　広告主は、指定するリンク先のホームページを不正侵入や改ざん、コンピュー　　　　タウィルス等から保護するため、万全のセキュリティ対策を行わなければならない。

　　　ウ　広告主は、広告の掲載により、第三者、滋賀県および県教育委員会に損害を与　　　　えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

　（６）広告掲載の取り消し

　　　ア　次の各項目のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消す場合がある。

（ア）滋賀県学習情報提供システムホームページ広告掲載要綱第４条または第５条　　　　　の規定に反したとき

　　　（イ）期限までに広告原稿が提出されないとき

　　　（ウ）期限までに広告掲載料が納付されないとき

　　　（エ）滋賀県学習情報提供システムホームページ広告掲載要綱第第18条各項の規定　　　　　に反したとき

　　　（オ）広告主が指定するリンク先のホームページが改ざんされ、閲覧したものがコ　　　　　ンピュータウィルス等に感染するおそれがあると認められるとき

　　　（カ）広告主が指定するリンク先のホームページが廃止されるなど、リンク切れが　　　　　生じたとき

　　　イ　前項の規定により広告の掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付され　　　　ているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する

月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

　　　ウ　規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

　（７）その他

　　　上記のほか、滋賀県学習情報提供システムホームページ広告掲載要綱及び滋賀県学　　習情報提供システムホームページ広告掲載基準に基づいて、広告の掲載を行う。